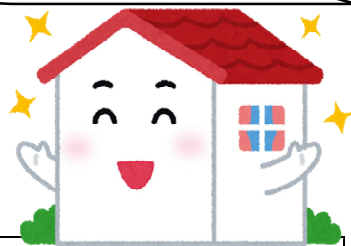


三原市ファーストマイホーム応援事業補助金のご案内

地域社会の活性化を図るため、三原市内において、新たに住宅を取得する若年層（40歳未満の夫婦、子育て）世帯を応援します！



【概要】 ※契約前に申請が必要です。

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	40歳未満の夫婦世帯または15歳未満の子がいる世帯 ※パートナーシップ宣誓世帯も対象です	
	●移住世帯 ①交付申請時、世帯員全員が1年以上市外に在住している世帯 ②三原市に転入して3年以内かつ転入前に1年以上市外に在住していた世帯	●定住世帯 市が指定する分譲地・保留地を購入して住宅を新築または新規購入（中古住宅を除く）する世帯  【分譲地】 あやめヶ丘 小泉玉城地区  【保留地】 東本通地区
補助金額	限度額：100万円 ※ただし、次のうちいずれか低い額となります。	
	(1) 50万円に、次の金額を加算した額 ア 新婚世帯（婚姻1年未満） 10万円 イ 15歳未満の子1人につき 10万円 ウ Uターン世帯（父母または祖父母が市内に居住している世帯） 10万円 (2) 土地取得費用を除いた住宅取得費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）。さらに、中古住宅取得の場合、改修費用の2分の1を加算（千円未満を切り捨て）	(1) 80万円に、次の金額を加算した額 ア 移住者のみ世帯（世帯員全員が1年以上市外在住） 20万円 イ 新婚世帯（婚姻1年未満） 10万円 ウ 15歳未満の子1人につき 10万円 (2) 土地取得費用を除いた住宅取得費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て） (3) 市分譲地・保留地価格に5分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）
補助要件	入居後、町内会等の地域活動に参加すること。 ※その他、諸条件あり	
その他	本補助金は一時所得に該当しますが、確定申告における所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。	
注意事項	補助事業が完了した日から3年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったときは補助金を返還いただきます。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、年10.95%の加算金が発生しますので申請にあたってはよくご確認ください。 【例】100万円交付を受けた方が受領から1年後に三原市から転出した場合 補助金返還額：100万円 加算金額：約11万円	
フラット35	本補助金とセットで【フラット35】地域連携型を利用できます。 ★【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う三原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する三原市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ※ 詳しくは、フラット35ホームページをご確認ください。	

【お問い合わせ先】三原市地域政策部地域企画課

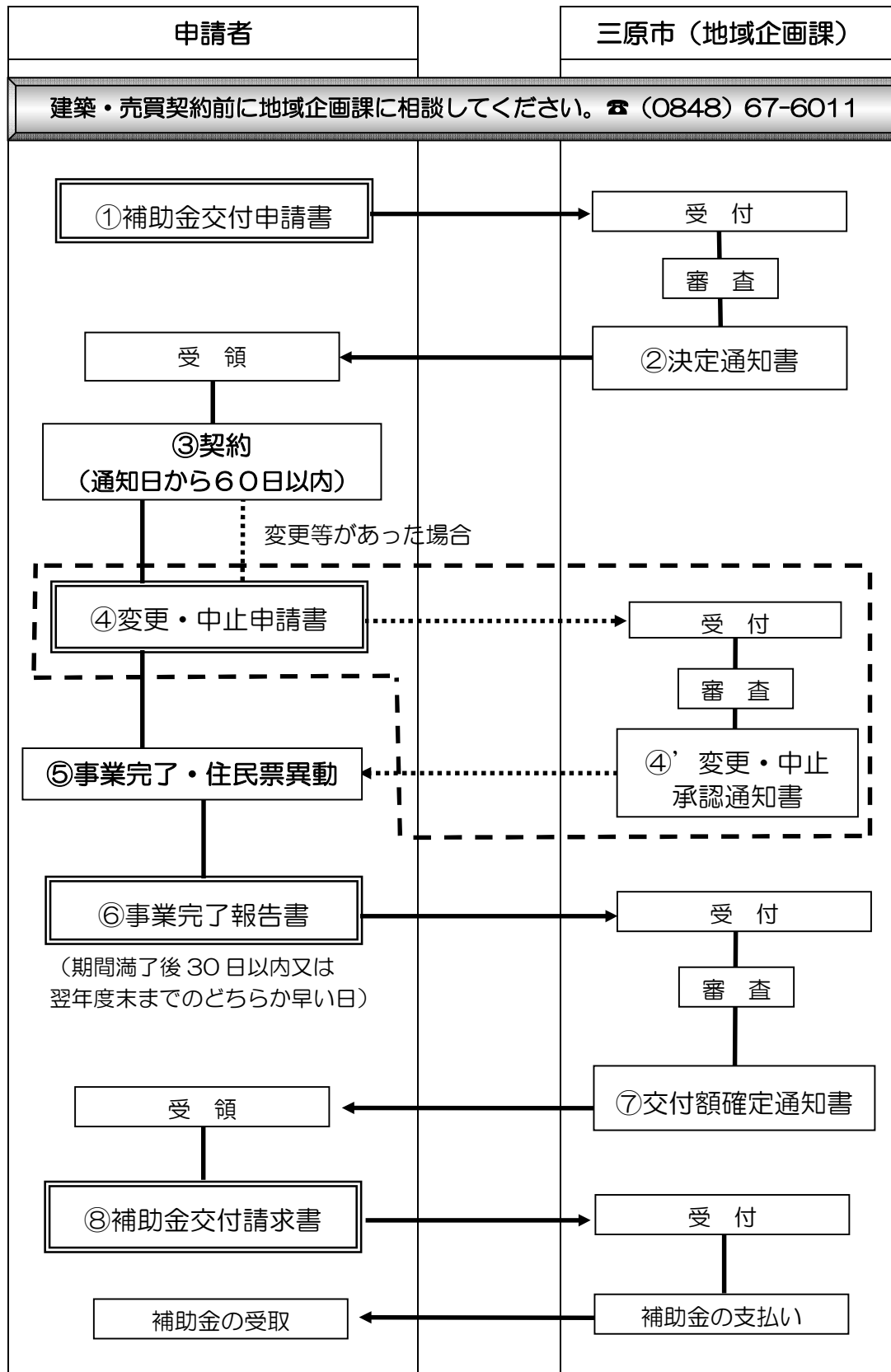
電話：0848-67-6011 Email：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

※申請書は、本庁及び各支所の窓口準備しております。

また市のホームページからもダウンロードできます。



手続きの流れ（三原市ファーストマイホーム応援事業補助金）



※様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

三原市地域政策部地域企画課

電話：0848-67-6011 E-mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

